

請願 県立高校における1人1台タブレット端末の導入について、  
私費ではなく公費負担での実施を求めます

2021年12月21日

請願団体 民主教育をすすめる宮城の会

代表 久保 健

連絡先:〒984-8545 仙台市青葉区柏木一丁目2-45  
フォレスト仙台4階 宮城県教職員組合気付

請願先 宮城県教育委員会

教育長 伊東昭代 様

**【請願趣旨】**

宮城県教育委員会は、宮城県立高等学校への令和4年度から「一人一台端末の整備」について、「BYODにより整備する」ことを打ち出し、家庭による私費負担によって実施する方針をとっています。令和3年6月14日には高校教育課から「高校生の一人一台端末の整備に係る方向性について～BYODによる端末整備について～」とする文書を発出し、各学校にその方針を伝えています。

生徒や保護者が購入を求められるタブレット端末は、ケースやその他の備品を含めると1台7万円を超える非常に高価なものです。使用開始とともに、必要なアプリのダウンロードなど、さらに費用負担が生じる可能性もあります。奨学給付金受給世帯等の低所得世帯に対する貸し出し用端末を令和3年度中に整備するとしていますが、低所得世帯の生徒のみが端末の貸与ということになると、家庭の経済状況をクラスメートに知られることとなります。また、奨学金給付対象にならない家庭であっても、日常の生活に余裕があるわけではなく、様々な校納金に加えて、高価な端末を購入しなければならない負担の大きさは容易に想像できます。

また、あらゆる学習活動にタブレット端末を使用すると、アプリを作った民間企業に生徒の個人情報が集積されることにつながり、個人情報の流出や目的外使用の危険性も指摘されています。さらに、長時間の使用による健康被害も懸念されています。タブレットの使用は、生徒がつながり合い、学び合いを深めるツールとして有効に機能する場面にものみ限定すべきです。

全国的には、和歌山県など12自治体は、公費でタブレット端末を導入すると報道されています。7人に1人が貧困状態にあるという深刻な子どもの貧困率のもとで、誰もがお金の心配なく平等な教育が受けられるようにするために、宮城県においても高校生のタブレット端末導入は、私費ではなく公費負担で実施することを求めます。

**【請願項目】**

- 1 県立高校生の1人1台のタブレット端末は、公費で導入してください。